解散公告（第二回）

当組合は渋谷区長より令和八年十月二十七日に解散の認可を受けたので、当組合に債権を有する方は本公告第一回掲載（令和八年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都新宿区四谷三丁目一二番地株式会社UG都市建築内

恵比寿フラワーホームマンション再生組合

代表清算人　石井　謙次

解散公告（第二回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

横浜市金沢区福浦二丁目一五番地二号

京急文庫タクシー労働組合

清算人　小松　新一

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月二十七日総代会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

高知県高岡郡佐川町乙二〇六二番地一

黒住教佐川教会所

清算人　中川　幸男

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月十五日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により令和八年九月二十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

長崎県平戸市田平町里免一三六番地一

医療法人いなほ

代表清算人　稲澤　浩晃

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年九月七日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

札幌市豊平区美園九条七丁目四番二一号

日本基督教団十二使徒教会

清算人　杉本　和道

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年十月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号岸本ビルヂング四階

税理士法人丸の内ソレイユ

清算人　中里妃沙子

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年九月七日開催の大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

広島市南区宇品海岸三丁目六番四〇号

広島競輪労働組合

清算人　堀内　宏美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市大字十一日町三四番地、最後の住所青森県八戸市大字白銀町字右岩淵通四〇番地の三　被相続人　亡　永洞　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

青森県八戸市十三日町一ヴィアノヴァ六階

弁護士法人青森リーガルサービス　八戸シティ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　山口　龍介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字野田一丁目六番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川村　太助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

青森県弘前市大字塩分町四番地四　小田切・米山法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小田切　達

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県気仙沼市唐桑町中井三七六番地三、最後の住所仙台市宮城野区田子二丁目二四番二六号センチュリー一九五―一〇一　被相続人　亡　吉田　満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

仙台市青葉区一番町二丁目七番一二号三階

法律事務所ボラリス

相続財産清算人　弁護士　藤間　環

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市浜尻町二一七番地一二、最後の住所群馬県高崎市浜尻町二一七番地一二　被相続人　亡　狩野　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

群馬県高崎市本町一七二番地

相続財産清算人　弁護士　坂本　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区池袋本町四丁目四番、最後の住所埼玉県朝霞市膝折町三丁目五番二二号　被相続人　亡　中村　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番二号駒崎ビル二〇三飯塚総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　飯塚　英明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区練馬二丁目三一番、最後の住所埼玉県川口市川口四丁目三番二二―二〇八号　第二永谷マンション　被相続人　亡　榊原　智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

埼玉県さいたま市浦和区仲町二―一六―四　第三アルクビル三階浦和はやと法律事務所

相続財産清算人　弁護士　石塚　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県合志市須屋二六九五番地三八一、最後の住所埼玉県越谷市東越谷四丁目二四番地一八ミッキーハウス東越谷二〇五　被相続人　亡　福住　繁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

埼玉県越谷市南越谷一丁目一六番地一二新越谷第一生命ビルディング五階弁護士法人江原総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　黒澤　洋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県幸手市平須賀二丁目五四七番地、最後の住所埼玉県幸手市大字平野九二〇番地　あやめ寮　被相続人　亡　関口　智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

埼玉県さいたま市大宮区東町一―一四五―一階

相続財産清算人　弁護士　池上　雅弘